

福祉用具購入 Q&A集(大牟田市R8.4~)

連番	サービス種別	項目	質問	回答	参考資料	
					文書名	問番号
1	福祉用具購入	(支給) 支給されない事例	購入後に申請し、承認されず、支給されないということもあり得ると思うが。	支給要件を満たさない場合、支給できないケースが生じる可能性があります。基本的にはケアマネジャーや福祉用具専門相談員等による必要性の判断により選定されているものは、要件を満たしているものと考えますが、判断が難しい場合は購入前に福祉課介護保険担当にお尋ねください。		
2	福祉用具購入	(支給) 支給されない事例	購入後に支給できないと判断される懸念がある。申請が受理されなかった事例はどんなものがあるか。	ラップ付Pトイレや洗浄付Pトイレ(補高便座)など特殊な機能の付いた用具について、身体状況等に必要性を認められない場合、特殊機能の部分のみ自費とし、その他の部分を給付対象としたケースがあります。判断が難しい場合は、購入前に福祉課介護保険担当にお尋ねください。		
3	福祉用具購入	(利用者) 介護保険料の滞納	介護保険料滞納について、ケアマネジャーや業者は正しく把握することが難しいと思われるが、購入前に分からなかった場合、当初受領委任払いで説明していても償還払いになるのか。	事前に確認したにもかかわらず、申請後に介護保険料の滞納があることが発覚した場合でも、原則償還払いとなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。		
4	福祉用具購入	問い合わせ	以前は居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ、福祉用具購入について問い合わせがあったが、今後は福祉課介護保険担当に聞いてもらう運用でよろしいか。	令和8年4月1日以降は疑問点がある場合は、購入前に福祉課介護保険担当にお尋ねください。		

※その他につきましては、「[介護保険福祉用具購入の取り扱い](#)」をご確認ください